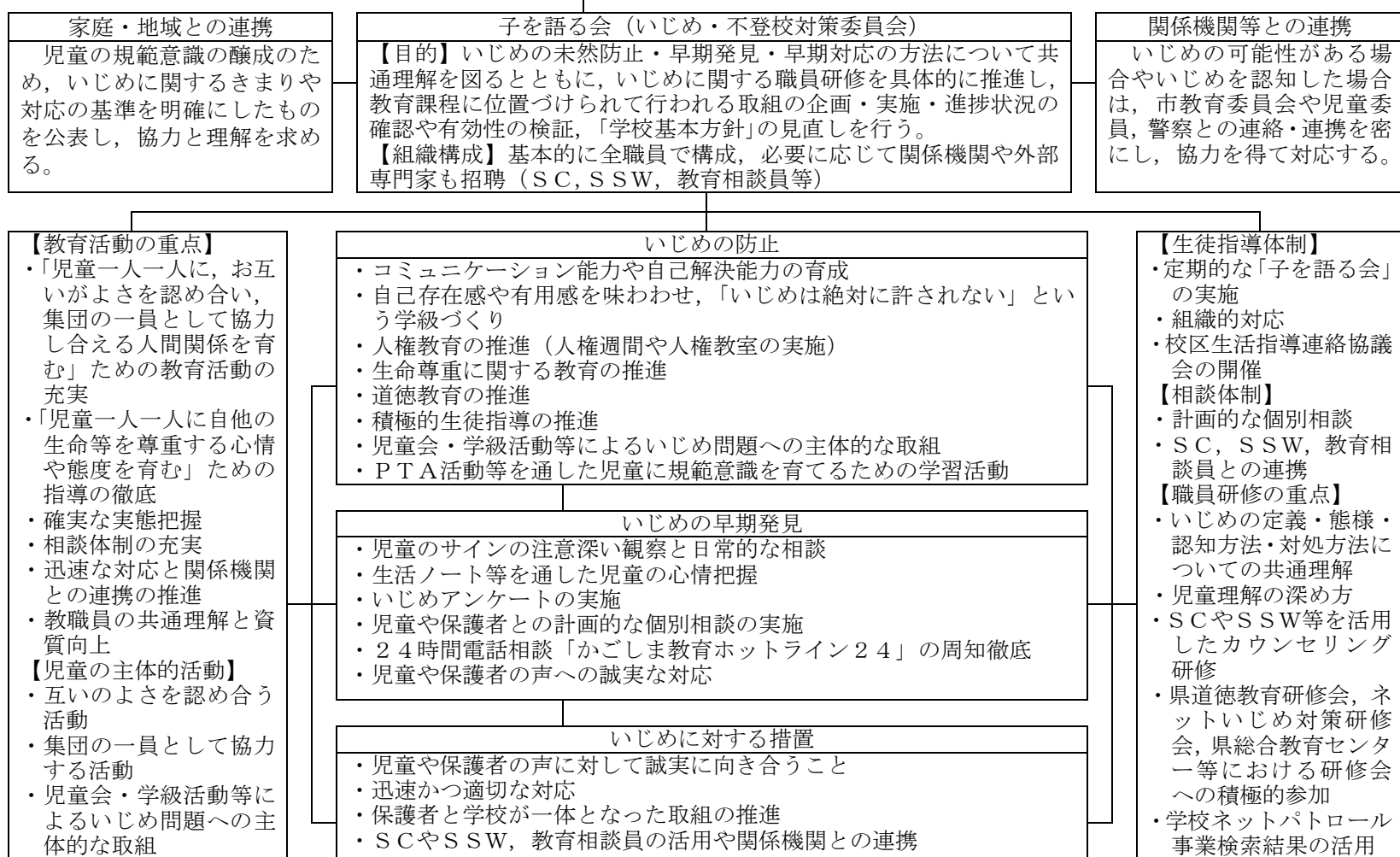


# 鶴丸小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標  
心豊かでたくましく、自ら学び、考え、行動する子どもを育てる。



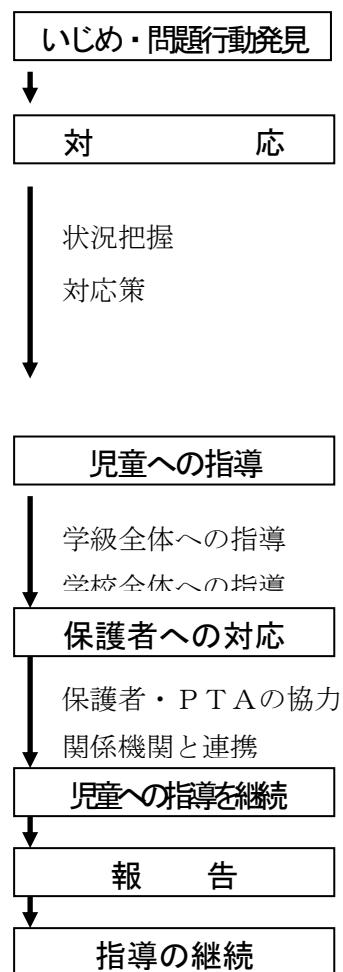
## 【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	取組体制を確立し、年間計画の確認をする	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成		「いじめ問題を考える週間」の実施		各教科における指導計画の確認 保護者向け啓発活動	家庭訪問	学校基本方針の確認 いじめの態様・認知方法
5	具体的な対応について共通理解する	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート					具体的な対応の在り方
6	家庭との連携の在り方について共通理解する						保護者との教育相談	家庭との連携の在り方
7	1学期の取組状況を評価する	取組評価アンケートの実施	いじめアンケート				保護者との教育相談	
8	2学期の取組計画を立てる	取組評価アンケートの集計, 取組の検証, 2学期の活動計画の検討					保護者との教育相談	取組評価結果から
9	児童のいじめ問題に関する意識を高める	実態に基づいた対応の検討	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施 道徳（共通主題「友情・信頼」） 道徳（共通主題「思いやり」）	いじめ防止標語作成	携帯・ネット利用実態調査		
10	具体的な対応について研修を深める							具体的な対応の在り方
11	保護者と連携して児童理解を深める		いじめアンケート	道徳（共通主題「生命尊重」）			保護者との教育相談	
12	児童の人権意識を高める	取組評価アンケートの実施, 集計, 取組の検証						取組評価結果から
1	具体的な対応について研修を深める							具体的な対応の在り方
2	保護者と連携して児童理解を深める	取組評価アンケートの実施, 集計	いじめアンケート				保護者との教育相談	
3	年間の取組を検証し、次年度の計画を立てる	取組の検証 次年度活動計画案作成						

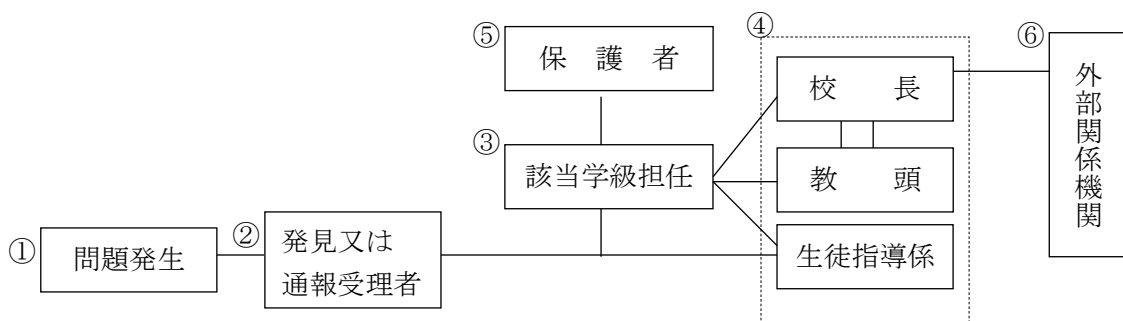
## いじめ・問題行動に対する対応

### 1 いじめ・問題行動への基本対応

- (1) 「いじめ問題・問題行動」を発見する。
  - ・保護者からの訴え，児童からの訴え・連絡，教師の発見
- (2) すぐに対応する。(担任)
  - ①事実関係を把握し，報告する。  
(担任→生徒指導・教頭・校長)
  - ②共通理解し，今後の対応について考える。
    - ・生徒指導部会で検討する。
    - ・校長・生徒指導主任の指導
    - ・いじめ・不登校委員会での全職員での共通理解，指導態勢。
- (3) 児童への指導をする。(加害児童，被害児童等)  
学級全体への指導を進める。(担任)
- (4) 保護者への対応をする。  
実情と，これまでの指導の経過，今後の対応について説明する。
- (5) 状況によっては，PTA等にも説明し協力を依頼する。
- (6) 指導を継続する。随時指導の経過を報告する。  
(担任→生徒指導主任・教頭・校長)  
一気に解決せず長引くことがあるので継続観察，指導が必要。
- (7) 事態が改善されない場合は，再度対応について検討し対応する。



### 2 いじめ・問題行動等の連絡の仕方



#### 【いじめ対応に関する留意点】

##### 1 早期発見の方法

教師は，まず平素から児童たちと接触する機会や場面を多くし，温かい人間関係を深めることが大切である。

出欠の確認や健康観察を通して，児童一人一人との関わりをもつ中から，いじめにつながる事象や信号を敏感に読み取り，適切な対応を早期にすることが肝要であるので，特に，一日の出発となる朝の会，まとめとなる帰りの会を充実し，一人一人に触れ合うようにする。

##### ◎ 学校で分かるいじめのサイン

- 服が汚れていたり，顔や手足などに傷やあざが見られたりする。
- 机や椅子などに，悪口や本人をののしる言葉などが書かれている。
- 理由が明らかでない遅刻・早退が目立ち，学校を休みがちになる。

- 職員室を伺ったり、職員室の周りをうろうろしたりして、始業ベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 授業中、下を向いたりして教師の視線から逃れようとする。
- 忘れ物が多く、学習意欲もなくなり、急に成績が低下する。
- 授業中、教師の質問に答えるとき、おどおどしたり、周りを気にしたりする。また、周囲から野次や奇声が出る。
- 掃除や後片づけをよく一人でしている。また、休み時間等に一人で、「ぼつん」としていることが多い。
- 人権を無視したあだ名が付けられ、しつこく言われる。
- 生気がなく浮かぬ顔をしており、いつもと様子が違う。

## 2 いじめが起こった場合の緊急対策

いじめが起こった場合は、できるだけ早期対応に努め、いじめが深刻になるのを未然に防止しなければならない。

### (1) 担任だけで処理せず、組織的に対応する。

いじめは、集団の在り方に問題があることから発生する。学級集団の在り方は、学級経営の在り方や学校の雰囲気とも深く関係している。

学級経営の在り方等についての反省は、学級担任だけでは難しい。また、いじめの指導は、集団に対する指導が重要な意味を持つことから、組織的に対応する必要がある。

### (2) いじめられた子供の心の支えになる。

いじめられた子供に共感的理解を示しながら、いじめられた子供の心の支えになることが、何よりも大切である。

いじめられたと主張する子供の気持ちを第一に尊重して対応することが大切である。

### (3) 事実を正確に把握する。

いじめた子供たちに聞くと、口を揃えて、「冗談だよ。」とか「全然、思い当たることがない。」と、いじめの事実を否定する傾向がある。

ふざけるふりをしていじめることが多いことや、いじめた子供たちは口を揃えて、いじめを否定することを認識したうえで、慎重にいじめの調査はしなければならない。

### (4) 迅速に対応する。

いじめの事実を正確に把握する必要があるからと、慎重にするのは当然であるが、対応は迅速にしなければならない。

とにかく、いじめられる子供を守ることである。そうしながら、いじめの正確な把握やいじめ解消の手を打つことである。

そうでないと、「先生は何もしてくれない。頼りにならない。」と、いじめられた子供や保護者に不信感を与えてしまう。

### (5) いじめの程度によって、指導の在り方を工夫する

いじめが巧妙で目に見えにくい場合は、担任がいじめられる子供と毎日接触するようにして、いじめた子供たちを牽制し、いじめを解消する対策を講じる。

ところが、身体的に危害をとまったり、金銭をたかられたり、窃盗・万引き等の非行を強制されるようないじめの場合は、直ちに、いじめた子供たちから事情を聞き、厳しく指導しなければならない。

### (6) いじめた子供たちにも共感的理解を示し、辛抱強く指導する

いじめた子供にも、それなりの理由がある。理由の是非は別として、やはり共感的理解を示し、受容するのである。

そして、いじめられた子供のつらい気持ちを、いじめる子供に気付かせ、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されないことであることを辛抱強く指導していく。

### (7) いじめられた子供の成長を促す

いじめられる子供は、自分自身を否定的に見ていることが多い。そのような子供に「そんな性格を直しなさい。」と言うと、ますます自信をなくしてしまう。

子供は、長所を持っているものである。本人の長所に気付かせ、自信をもたせることが必要である。

### (8) 学級での指導を工夫する

いじめの解決のためには、いじめる子供たちといじめられる子供に対する指導だけでなく、周囲の「群衆」、「傍観者」を含む集団への指導が重要である。

担任が、いじめられた子供の気持ちを伝え、いじめは絶対に許されないという、厳しい姿勢を示しながら、温かい気持ちで子供たちを包み込むことが大切である。

## 【問題行動の対応に関する留意点】

### ◎連絡のしかた

- (1) 本校職員が問題行動発生を知る。
- (2) 問題行動発生を知った職員が関係の学級担任、生徒指導係に連絡する。
- (3) 学級担任・生徒指導係は、校長・教頭に連絡する。

### ◎問題行動の措置

- (1) 関係学級で措置する。(生徒指導係に連絡)  
※ 必要に応じて、生徒指導係・教頭・校長と相談する。
- (2) 関係学級の担任もしくは生徒指導係は、問題行動の措置を校長・教頭にただちに報告する。
- (3) 関係学級の担任もしくは生徒指導係は、職朝等で報告する。

### ◎指導の手順

- (1) 行動内容の把握
  - ① 学級担任が生徒指導係と連携を図って行う。
  - ② 行動内容は、教務要録などの記録簿に指導経過等をわかりやすく整理する。
- (2) 学級担任は、生徒指導係と連携を図って、具体的な指導を行う。
- (3) 話し合いの場を設け、問題行動の内容や指導の在り方について検討する。
- (4) 職朝等で、学級担任もしくは生徒指導主任が報告し、共通理解・共通実践を図る。

### ◎事後指導

- (1) 学級担任が日常の基本的な生活態度等の指導を行う。
- (2) 学級担任が個別指導、場合によっては家庭訪問もしくは保護者を召喚する。
- (3) 問題行動の内容によって、学年部・生徒指導係と連携を図って学級指導・全体指導を行う。
- (4) 関係諸機関と連携を図って適切な指導を行う。

## ※問題行動を起こした場合の再発防止対策

### ◎単独で起こした場合

- (1) 発見者、または連絡を受けた者は、学級担任もしくは生徒指導係に連絡する。
- (2) 生徒指導係は、問題行動の内容を教頭・校長に報告する。
- (3) 学級担任を中心にして生徒指導係等で問題行動の動機・内容・状況等を調べる。
- (4) 問題行動の状況・原因を明確にし、学級担任・生徒指導係で、具体的な対策を講じる。
  - ① 保護者を召喚し、問題行動に対しての内容理解・反省、今後の対策を話し合うとともに、日常の基本的な生活態度を徹底させる。
  - ② 登校をしっかりとさせる。
  - ③ 欠席をするときは、保護者に欠席届を提出させる。
  - ④ ネーム・帽子・服装等の身なりをしっかりとさせる。
- (5) 児童の個人情報を整理し、個に応じた適切な指導を行う。
- (6) 校長・教頭の適切な指導を受ける。
- (7) 関係機関への連絡や報告を行う。
- (8) 問題行動の状況・原因等について全職員に報告し、全職員の共通理解を図り、問題行動再発防止の指導を強化する。

### ◎集団で起こした場合

- (1) 発見者、または連絡を受けた者は、学級担任もしくは生徒指導係に連絡する。
- (2) 生徒指導係は、問題行動の内容を教頭・校長に報告する。
- (3) 問題行動を起こした児童の学級担任を中心にして、生徒指導係等で問題行動の動機・内容・状況等を調べる。
- (4) 問題行動の状況・原因を明確にし、学級担任、生徒指導係で具体的な対策を講じる。
  - ① 関係生徒の保護者を召喚し、問題行動に対しての内容理解・今後の対策を話し合うとともに、交友関係や日常の基本的な生活態度を徹底させる。

- ② 登校をしっかりとさせる。
- ③ 欠席をするときは、保護者に欠席届を提出させる。
- ④ ネーム・帽子・服装等の身なりをしっかりとさせる。
- (5) 児童の個人情報を整理し、個に応じた適切な指導を行う。
- (6) 校長・教頭の適切な指導を受ける。
- (7) 関係機関への連絡や報告を行う。
- (8) 問題行動の状況・原因等について全職員に報告し、全職員の共通理解を図り、問題行動再発防止の指導を強化する。
- (9) PTA との連携を深め、児童の健全育成を図る。
- (10) 生徒指導に関する情報交換を適切に行い、一人一人の児童の心に届く生徒指導を実践する。

指 導 態 勢

※ 窃盗，万引き，喫煙(煙草所持)，外泊を伴う不良交友等は，第四段階以上で対応する。

指導段階	指 導 態 勢	留 意 点
第一段階	学級担任による本人への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任の判断で，生徒指導係へ報告する。</li> <li>・校長・教頭へも報告。</li> </ul>
第二段階	学級担任による本人への指導,保護者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話，家庭訪問，召喚，文書等により保護者への通告と指導をする。</li> <li>・校長・教頭へも報告。</li> </ul>
第三段階	学級担任，生徒指導係の合同による本人への直接指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任だけでは解決が困難と判断される場合に行う。</li> <li>・事後も担任は継続的に指導する。</li> <li>・校長・教頭へも報告する。</li> </ul>
第四段階	学級担任，生徒指導係の合同による本人及び保護者への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人への合同指導の後，保護者も学校に召喚し，合同指導する。</li> <li>・校長・教頭へも連絡する。</li> </ul>
第五段階	学級担任，生徒指導係，教頭，校長の合同による本人の直接指導または本人及び保護者の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四段階に同じ</li> </ul>
第六段階	学校の指導力で最大限の努力をしても，全く効果が見込めなくなった場合，警察及び関係機関の協力を求めている指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校職員の協力態勢をとる。</li> <li>・校長・教頭との連絡を密にしながらの指導</li> </ul>
全体的な留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故への対応で最も大切な事は，記録を詳細にとることである。</li> <li>・市教委・関係機関への報告は，校長の責任において決定する。</li> <li>・社会的問題となった場合，関係機関やマスコミへの対応の窓口は，校長へ一本化する。</li> <li>・事故児童にとって最も教育的な配慮に基づく対応をする。体罰は禁止。</li> </ul>	